

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（概要）

1. 改正の概要

- 個人番号登録・変更届に、新たにローマ字による被保険者氏名記載欄を追加する。（様式第 10 号の 2）
- 教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票を提出する際に、個人番号カードの提示があった場合に限り、教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票に添付することとされている「最近の写真（3 か月以内の写真であって、正面上半身が写った、縦 3.0cm×横 2.5cm のものを、2 枚）」（以下「顔写真」という。）の添付を省略できることとする。（様式第 33 号の 2 の 2）
また、上記により顔写真の添付を省略した者については、教育訓練給付の支給申請時に、個人番号カードの提示をしなければならないこととする。（様式第 33 号の 2 の 4 及び様式第 33 号の 2 の 5）
- 教育訓練給付金支給申請書並びに教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票に添付することとされている「雇用保険被保険者証」及び「教育訓練給付適用対象期間延長通知書」については、添付しないこととする。（様式第 33 号の 2、様式第 33 号の 2 の 2）
- その他、所要の改正を行う。

2. 根拠法令

雇用保険法第 60 条の 2 第 1 項及び第 82 条

3. 公布日等

公 布 日：令和元年 9 月 30 日

施行期日：令和元年 10 月 1 日（様式第 10 号の 2 の改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日）